



平成 20 年 10 月 15 日  
第一フロンティア生命保険株式会社

## 「第一フロンティア投資型年金（年金原資保証型）」の ホームページ掲載の基準価額の相違について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、『第一フロンティア投資型年金(年金原資保証型)』の特別勘定である「世界分散型(含 新興国)」につきまして、特別勘定の主な投資対象である投資信託「野村世界インデックス・バランス 40VA(適格機関投資家専用)(運用会社:野村アセットマネジメント株式会社)」の基準価額に誤りがあった影響により、弊社ホームページに掲載していた平成 20 年 10 月 14 日分の当特別勘定の基準価額につき、本日 9 時 10 分から 14 時 12 分までの間、誤った基準価額で掲載しておりました。14 時 12 分以降は正しい基準価額で掲載しております。

当時間内に当特別勘定の基準価額を閲覧していただいた方には、ご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

なお、『第一フロンティア投資型年金(年金原資保証型)』のご契約内容やお支払い金額には影響はございません。

### 記

- 1.商品名 第一フロンティア投資型年金(年金原資保証型)
- 2.特別勘定名 世界分散型(含 新興国)
- 3.弊社ホームページ上の基準価額

	誤 (平成 20 年 10 月 15 日の 9 時 10 分～14 時 12 分の間)	正
平成 20 年 10 月 14 日分 の基準価額	86.1337	85.9103

ご不明な点等ございましたら、お問い合わせ先までご照会ください。

#### 【お客さまからのお問い合わせ先】

第一フロンティア生命 お客さまサービスセンター **0120-876-126** (フリーダイヤル)

受付:月～金 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

## この保険についての留意事項

### 投資リスクについて

この保険は、国内外の株式・債券などで運用しており、運用実績が積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などの増減につながるため、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、解約返還金額などは一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

### 費用について

この保険にかかる費用は、運用期間中は「保険契約関係費」「資産運用関係費」の合計額、年金受取期間中は「保険契約関係費（年金管理費）」となります。ただし、一定期間内の解約時などには、この他に別途「解約控除」がかかります。

#### 1. ご契約時

ご契約時にご契約者にご負担いただく費用はありません。

#### 2. 運用期間中

##### ①すべてのご契約者にご負担いただく費用

項目	費用	時期
<b>保険契約関係費</b> 死亡給付金・年金原資の最低保証や、ご契約の締結・維持などに必要な費用です。	特別勘定の資産総額に対して、 <b>年率2.52%</b>	左記の年率の1/365を積立金から 毎日控除します。
<b>資産運用関係費（※）</b> 運用にかかわる費用として、投資対象となる投資信託にかかる信託報酬などです。	信託報酬は、投資信託の資産総額 に対して <b>年率0.2625%（税抜0.25%）</b>	左記の年率の1/365を投資信託の 信託財産から毎日控除します。

※上記の信託報酬の他、信託事務に関する諸費用、監査報酬、有価証券の売買委託手数料および消費税等を間接的にご負担いただくことがあります。なお、売買委託先、売買金額等によって手数料率変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は2008年5月現在の数値であり、運用会社により今後変更される場合があります。

##### ②特定のご契約者にご負担いただく費用

項目	費用	時期
<b>解約控除</b> 契約日から10年未満の運用期間中に解約・減額または「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合にかかる費用です。	基本保険金額（減額の場合は減額する部分の基本保険金額）に経過年数別の解約控除率を乗じた金額 ※解約控除率は【別表】参照	解約・減額または「運用期間中年金支払移行特約」を付加した時の積立金から控除します。

#### 【別表】解約控除率

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満	10年以上
解約控除率	7.0%	6.3%	5.6%	4.9%	4.2%	3.5%	2.8%	2.1%	1.4%	0.7%	0.0%

### 3. 年金受取期間中

年金支払開始日以後にご負担いただく費用

項目	費用	時期
保険契約関係費 (年金管理費) (※) 年金支払管理に必要な費用です。	受取年金額に対して <b>1.0%</b>	年金支払開始日以後、年金支払日に責任準備金から控除します。

※年金額は、年金支払開始日以後、年金（死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額を含みます。）の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、費用が年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費（年金管理費）は2008年5月現在の数値であり、将来変更することがありますが、年金受取開始時点の保険契約関係費（年金管理費）は、年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金の年金払特約」および「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取り扱いとなります。

#### その他ご留意いただきたい事項について

- ・ 運用期間中に解約・減額された場合の解約返還金額には最低保証はありませんので、一時払保険料相当額を下回る場合があります。（運用期間中年金支払移行特約により年金移行する場合においても、年金原資額となるのは解約返還金額であるため同様です。）
- ・ 年金原資額が保証されるのは運用期間満了時のみとなります。

商品の詳細につきましては、専用のパンフレットおよび「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」等を必ずご確認ください。